

(案3)
規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	道路法等の一部を改正する法律(平成25年法律第30号)
規制の名称	(1)防災上重要な道路における物件等の占用禁止又は制限(第37条) (2)違反通行車両の使用者等に対する報告徴収及び立入検査(第72条の2)
規制の区分	新設、改正(拡充)
担当部局	国土交通省道路局 路政課
評価実施時期	平成31年3月29日
事前評価時の想定との比較	(1)防災上重要な道路における物件等の占用禁止又は制限について 熊本地震や大型台風等の自然災害の発生により、当該規制による指定を受けていない道路区域上に設置されている電柱の倒壊による道路閉塞が各地で発生し、緊急輸送道路等が確保されない等の課題が一層顕在化しており、当該規制の必要性は引き続き認められる。 (2)違反通行車両の使用者等に対する報告徴収及び立入検査について 事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、引き続き、違反通行車両の使用者若しくは通行させた者に対する限度超過車両の通行の許可の取消し等を確実にいき、違反通行車両を減少させるため、当該規制の必要性は引き続き認められる。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	(1)防災上重要な道路における物件等の占用禁止又は制限について 既設の占用物件については、当該規制の適用実績がないため、発生していない。一方、新設する占用物件については、電柱の設置可能区域が制限され、設置費用の増加が発生していると想定されるが、当該区域以外への電柱の設置等による対応が大半と仮定すると、その増加額は軽微であったと考えられ、事前評価時の想定と乖離はなかった。 (2)違反通行車両の使用者等に対する報告徴収及び立入検査について 当該規制の適用実績はなく遵守費用は発生していない。
(行政費用)	(1)防災上重要な道路における物件等の占用禁止又は制限について 事前評価時に想定されていた、占用の禁止又は制限を行った道路における既設の占用物件の撤去に関する実施事務に要する費用及び当該占用物件の撤去費用に対する損失補償に要する費用については、既設の占用物件に対する当該規制の適用実績がないため、発生していない。また、占用を制限する道路の区域の指定等の事務については、既存の体制で実施しており、発生した行政費用は軽微であった。 (2)違反通行車両の使用者等に対する報告徴収及び立入検査について 当該規制の適用実績はなく、行政費用は発生していない。
(効果)	(1)防災上重要な道路における物件等の占用禁止又は制限について 平成28年に発生した熊本地震においては、当該規制により、防災上重要な道路として指定された道路の区域における電柱の新設を禁止していたために、当該電柱の倒壊等による防災上重要な道路の閉塞を一定程度避けられたことによる被害の拡大防止、被災地の復旧の迅速化等の効果をあげており、事前評価時の想定と乖離はなかった。 (2)違反通行車両の使用者等に対する報告徴収及び立入検査について 報告聴取等の権限に裏付けられた行政指導により、違反通行車両の減少による道路の構造の保全及び安全かつ円滑な交通の確保並びに違反通行車両の通行により、道路が破損した際に生ずる維持管理費用の増加の抑止という効果をあげており、事前評価時の想定と乖離はなかった。
(便益(金銭価値化))	(1)防災上重要な道路における物件等の占用禁止又は制限について 当該規制について、金銭価値化は困難である。 (2)違反通行車両の使用者等に対する報告徴収及び立入検査について 当該規制について、金銭価値化は困難である。
(副次的な影響及び波及的な影響)	(1)防災上重要な道路における物件等の占用禁止又は制限について 当該規制の拡充により、電気事業者等の費用負担が増加する場合には、その増加分について、国民が負担する電気料金等の価格へ転嫁されることが想定されていたが、そういった事態は顕在化していない。そのほか、防災上重要な道路として指定された道路の区域における電柱の新設を禁止していたために、当該区間において良好な景観が形成された。 (2)違反通行車両の使用者等に対する報告徴収及び立入検査について 当該規制について、金銭価値化は困難である。

考察	<p>(1)防災上重要な道路における物件等の占用禁止又は制限について 事前評価時に分析したとおり、当該規制による費用は軽微なものであり、当該規制による指定を受けた道路の区域において、電柱等の占用物件の新設を禁止又は制限していたために、災害発生時における当該占用物件の倒壊等による道路の閉塞を一定程度避けられたことによる被害の拡大防止、被災地の復旧の迅速化等を図ることができたと考えられる。今後も、大規模地震等の災害発生時における電柱等の占用物件の倒壊等による防災上重要な道路の閉塞を防止することによる緊急輸送道路等の確保を進めていく必要性があり、今後、更なる適用が見込まれることから、引き続き当該規制は必要である。</p> <p>(2)違反通行車両の使用者等に対する報告徴収及び立入検査について 当該規制の適用実績がないため費用は発生していない。一方で、当該規制の新設により、違反者の数は減少傾向にあり、違反通行車両の使用者若しくは通行させた者に対しては一定程度の抑止効果が働いたと考えられる。違反通行車両を取締まることができない場合、道路の構造に大きな悪影響が生じ、道路の老朽化を一層進めかねないため、違反通行車両の取締まりの実効性を担保し、道路の長寿命化を図る必要が今後もあることから、引き続き当該規制は必要である。</p>
備考	